○外崎浩子委員長　続いて、みやぎ県民の声の質疑を行います。
なお、質疑時間は、答弁を含めて四十五分です。坂下賢委員。
○坂下賢委員　令和七年度決算について伺ってまいります。
令和七年度は、新・宮城の将来ビジョン、二〇二一から二〇三〇に掲げる宮城の将来像の実現に向けた富県躍進に取り組むとして、一般会計、一兆二百六十五億円の当初予算を提案、可決しスタートしました。今回、一般会計決算において歳入約一兆八百七億八千六百万円、歳出約一兆六百八十六億七千五百万円となっており、翌年度への繰越し分を引いた実質収支額は二十八億円の黒字となりましたが、歳入歳出ともに四年連続の減少となっております。この一年、国内では、米不足が深刻化し、我が県においても、米の価格が急騰し備蓄米が放出されるなど令和の米騒動が勃発、また、夏場の雨不足とともに、猛暑続きで熱中症患者が続出するなど、異常気象に見舞われる、そして、長引くロシアによるウクライナ侵攻、また、アメリカやイスラエルによるイランとの紛争、これにより中東諸国が戦火に巻き込まれるなどの結果、日本の原油輸入の命綱とも言われるホルムズ海峡が封鎖され、異常とも言える円安に苦しむ我が国にとって、石油価格の高騰は更なる物価高騰に拍車をかける結果となってしまいました。また、東日本大震災発災から十五年が経過した節目の年でもあり、異例ずくめの令和七年から八年にかけての一年でしたが、その間、村井知事は、人口減少に負けない豊かさあふれる宮城の実現、東北をリードし、牽引する宮城の実現を重点項目とし、新・宮城の将来ビジョンの推進を掲げ、自身の六期目の選挙戦に臨まれたわけですが、その公約を県民に訴え、浸透させる前に、あることないこと、言ってもいないことをネットなどで誹謗中傷され、その火消しに追われるなど、苦戦しつつも激戦の末、六期目の当選を果たした年でありました。知事にとって今回の令和七年度決算は、昨年の選挙当選から初めて迎える決算審査となりますが、この間を振り返りつつ、どのような所感をお持ちか、知事の進める施策が進んでいるのか、まずは伺います。
○村井嘉浩知事　選挙では大変御心配をおかけいたしました。昨年度は、中東情勢の緊迫化に伴う物価高や全国的な異常気象など、様々な局面や情勢の変化に直面する中、厳しい戦いとなった知事選挙において六期目の信任をいただき、重点項目として政策集に掲げました「人口減少に負けない、豊かさあふれるみやぎ」「東北をリードし、けん引

するみやぎ」の実現に向け、強い決意のもと再スタートを切ったところであります。

新・宮城の将来ビジョンの中間年に当たる令和七年度当初予算は「未来への確かなメッセージ『要』予算」と銘打ちまして、人口減少対策やＤＸの推進、成長産業の誘致・育成といった重点施策に積極的に予算を配分したほか、デジタル身分証アプリの普及や、みやぎ半導体産業振興ビジョンに基づく戦略的な企業誘致、宿泊税の導入など、将来ビジョンの推進に向けた各種施策を着実に進めてまいりました。一方、先月公表された国勢調査によりますと、富谷市を除く全ての市町村で人口減となっており、急激に進む人口減少は、我が県の将来に深刻な影響を及ぼすものとして、私といたしましても非常に強い危機感を抱いているところであります。この難局を打破し、次代に希望をつなぐべく、今後も、新・宮城の将来ビジョンの理念や選挙戦で県民の皆様にお示しした公約の実現に向け、多様な主体と連携しながら、全庁一丸となって魅力あふれる持続可能な地域づくりを推進してまいりたいと考えております。

○坂下賢委員　そうした状況の中、県税収入は約三千四百四十三億円で、対前年二百十一億円増で、六・五％の増であります。また、地方消費税清算金や国庫支出金なども対前年を上回っております。一般的に、県税収入が増える要因として、県内経済及び所得の増加、企業活動の拡大などが挙げられ、賃上げで個人県民税が上がる、企業活動が活発化し法人事業税や法人県民税が増えるなどと言われており、実際に個人県民税六百四十四億円、対前年一三・三％の伸び、法人事業税九百六十五億円、対前年三・一％の伸びなどに加え、我が県の場合、県内宿泊観光客が三十一年ぶりに一千万人を超え、外国人のインバウンド需要が増加するなどをはじめ、消費の拡大が税収増を押し上げたとも考えられますが、県税収入の伸びについてどう分析していらっしゃるのか、伺います。

○中谷明博総務部長　県税収入が増えました要因といたしまして、個人県民税につきましては、定額減税の終了に伴います所得割の増加などにより、対前年度比で約七十五億円の増、また、地方消費税につきましては、物価上昇などによりまして、対前年度比で七十九億円の増、また、法人事業税については、堅調な企業実績によりまして、対前年度比で約二十九億円の増となっております。このほか、県民税の中には利子にかかります利子割というのもございますけれども、こちらについては、銀行の預金利子が増えたということで、対前年度比で八億円の増、また、株式等譲渡割というのもございますが、

こちらについては株価が上昇している影響もあると思いますけれども、対前年度比で八億円の増加となっております。このほか固定資産税については、基本的に市町村の税収でありますけれども、大規模な償却資産については、県税で課税する部分がございまして、女川町で課税限度額を超えたことによる、固定資産税の県分の税収で三十四億円の新たな税収、また、令和八年の一月から始まりました、宿泊税の新規課税によります、約一億二千万円の税収も増加した要因であると考えております。

○坂下賢委員　一方で、地方が様々努力して地方税収が増えても、地方交付税の算定に影響し、その分相殺されて実入りがそれほど増えないとも言われております。増収分の二五％だけ手元に残り七五％は基準財政収入額に算入される、これ言い方を変えれば、お上に上納する仕組みというふうに伺っております。国からすれば、地方間の格差を是正する重要な役割があるとのことでありまして、財政力指数が一を超える団体は不交付団体となり、ちなみに県内では、女川町と大和町が不交付団体と伺っておりますが、財政のいいところはいいのですが、財政力の弱い団体に手厚く手当てされると説明されておりますが、その算定方法が見えにくいのは事実でありまして、透明性も求められていると思いますが、これまで国では、法人事業税や地方消費税の制度見直しなど図っており、税制改革に着手しているところでありますが、知事は、この県税収入と地方交付税の相関関係について、どのような所感をお持ちか、どうあるべきかなど、お考えを伺います。

○村井嘉浩知事　国及び地方の財政状況は依然として厳しく、地方交付税総額を大きく増やすことは難しいのではないかと考えております。このような状況下では、東京などに集中する税収を地方交付税を通じて全国に再配分することが重要であり、そのためには、県税収入が増えた場合に地方交付税が減額される仕組みは、一定程度やむを得ないと考えております。我が県では自主財源の確保のため、増収分の一〇〇％を県独自の重点施策に活用できます、みやぎ発展税、宿泊税、また環境税、こういった独自課税をいろいろ御批判もありながら導入しておりまして、こうした自主財源確保の取組も私は非常に重要であると考えております。加えて国においては、税収が東京に偏在している状況を踏まえまして、是正措置について検討しているところと承知しておりまして、私といたしましても、全国知事会と連携し、その実現を国に対し強く求めていかなければな

らないと考えているところであります。

○坂下賢委員　収入未済額について、まず、竹の内産廃処分場についてでありますが、平成二年から産業廃棄物が搬入されておりましたが、安定五品目以外の廃棄物を混入する、ずさんな管理により基準値を大幅に超える硫化水素濃度が検出されるなどして、平成十三年に埋立完了、業務改善命令等を出すも改善されず、平成十九年より二か年かけ三億円の対策工事を県が代執行して完工。その後、毎年県がモニタリング経費等を行政代執行により負担、令和七年度分として行政代執行にかかる費用約三千四百万円が収入未済となっており、また、更にポンプが故障しホースが凍結するなどして、二月の水質検査が行われず、六月に延期したと報告されておりますが、この管理体制がどうなっていたのか、令和七年度の取組と現況についてお聞かせください。

○石川佳洋環境生活部長　竹の内産業廃棄物最終処分場につきましては、モニタリング計画に基づき、県において浸透水や地下水、放流水等の水質調査を定期的に実施しておりまして、そのために設置されております排水設備や観測井戸等の管理につきましては、県の職員が週一回程度、目視により異常の有無を確認しているほか、委託業者によります定期点検を二週に一回実施しています。令和七年度につきましては、二月に予定しておりました水質調査について、老朽化や凍結による揚水ポンプ及び送水管の破損のため実施できなかったことから、必要な修繕を行いまして、その後、四月及び六月に実施した水質調査では、基準の適合を確認しているところでございます。県といたしましては、引き続き、処分場を適切に管理しますとともに、不測の事態が発生した際には、速やかに修繕等の対応を行いながら、環境モニタリングを着実に実施することで、住民皆様方の安全安心の確保と周辺環境の保全に努めてまいりたいと考えております。

○坂下賢委員　これ、過年度分と合わせると約十億七千六百六十万円の収入未済となりますが、このまま毎年、三千万円強の金額がただ積み上がっていくだけなのではないかと、そんな感じもいたしますが、今後、どうこの問題に取りかかっていかれるのか、お聞かせください。

○石川佳洋環境生活部長　竹の内産業廃棄物最終処分場の行政代執行に要しました経費につきましては、原因者となります法人及び関係者に対しまして、毎年度特別納付金の納入を命じております。収入未済額は昨年度末で十億七千六百五十六万円となってござ

います。このため県では、この債権の回収に向けまして毎年度、預貯金や固定資産保有状況等の財産調査を実施し、それらで把握した預金や土地について差押えを行うことに加えまして、継続的な訪問により納付交渉を行ってきており、昨年度末までに約八千七百万円を回収してきたところでございます。時間の経過とともに、様々な困難が伴う状況にはございますが、県といたしましては、今後も納付交渉を粘り強く行うとともに、債務者の財産状況の把握や差押えなど、法令に基づく措置等を適切に実施し、回収に努めてまいりたいと考えてございます。

○坂下賢委員　仙台市泉区北中山地区の代執行について伺います。

県が平成十九年に建設残土捨て場及び資材置場の造成ということで、林地開発許可を出しておりますが、盛土に亀裂が入り地滑りのおそれありということで、行政代執行により建設残土の撤去工事を令和五年度に行った分、約四億三千八十万円についてですが、そもそも、この開発許可というのは適正だったのかどうか、こちらも現況と今後の回収見通しについて伺います。

○石川佳洋環境生活部長　泉区北中山地区の林地開発につきましては、申請時、適切に災害防止対策等が計画され、許可に必要となります環境保全等の四項目の基準を満たしておりましたことから、適正であったというふうに考えてございます。行政代執行工事の完了後、現地は開発行為者に引き渡し、これまで維持管理計画に基づく排水路等の適切な管理への指導や、安全な林地開発となるよう変更手続を求めているところでございます。また、債権回収につきましては、行為者に対しまして代執行費用の納付命令書を発出するとともに、督促や電話等に加えまして、職員の訪問による支払い催告も行っておりますが、資産がないことなどを理由に、現在のところ未納となっているものでございます。県といたしましては、引き続き、行為者の方々に対し分割納付などによる支払いの催告を行いますとともに、財産調査等を継続し、顧問弁護士の助言も得ながら、状況に応じて差押えを行うなど、可能な限り債権の回収に努めてまいりたいと考えております。

○坂下賢委員　これ、四億三千八十万円もの工事費がかかっているわけでありますから、それなりの土砂を受け入れて、その分もうけもあったのではないですか。隠し財産だとか関連会社に付け替えるなど、そういったことがなかったのかどうか徹底的に調査して

いただいて、回収を図っていただきたい。そうしていかないと、竹の内産廃処分場の二の舞になってしまうのではないかと、そんな危惧も感じておりますが、石川部長いかがですか。

○石川佳洋環境生活部長　そういった形で、県として、債権の回収に顧問弁護士とか関係者の御意見をいただきながら、法令に基づきしっかりと対策を講じながら取り組んでまいりたいと考えております。

○坂下賢委員　次に、国庫補助事業において国へ交付申請をしなかった、誤った報告をして補助が一部受けられなかったなど、不適切な事務処理による県費の持ち出しが生じた例や、その他、確認不足による事務的ミスが多数発生しているようですが、私、決算の質疑をするたびに毎回指摘させていただいておりますけれども、内部統制を強化し徹底した再発防止対策を講ずることが重要だと思いますが、所感をお伺いいたします。

○大森秀和会計管理者兼出納局長　不適切な事務処理の発生につきましては、内部統制評価報告書審査意見書においても、職員が本来備えるべき知識や経験の不足による基礎力の低下が指摘されるなど、厳しい意見が出されており、内部統制が有効に機能する組織の実現に向けて取組強化を図っていく必要があるものと考えております。内部統制の強化に向けては、職員一人一人が内部統制を自分事として捉え実践していく必要があり、県では、階層別研修や管理監督職員研修等において、不備事例を活用した講義を実施しているところでございます。しかしながら、繰り返し発生している不備の要因といたしまして、所属によっては、日常業務の対応に追われ、業務知識の習得不足やチェック体制が十分に整備されていないこと、体制整備が図られてはいるが、運用に課題があるなどの状況が発生しているものと認識しております。このため、事例等を用いた実践的な研修内容の充実やｅラーニング等による研修機会の確保のほか、マルチアングルゼミナールでの優良・不備事例の共有、チャットボットによる各所属の優良事例の活用などの取組を推進し、不備の発生防止に取り組んでまいりたいと考えております。

○坂下賢委員　基金の確保について伺います。

　基金については、四十四基金で令和七年度末残高総額三千六百七十六億五千六百九十八万円で前年度と比べて四十一億七千四百六十万円の減少となっておりますが、基金は、ただ積みっ放しではなくて、必要なところに必要額を支出するということが当然だ

と思いますが、目減りしていざというときに活用できなくなるということは、絶対に避けなくてはならないと思います。公金運用益については、今議会において十二億五千百万円と伺っておりますが、そのうち基金の運用益は幾らなのか、また、各基金における必要額の確保について、県としてどう図っていくのか、お聞かせください。

○大森秀和会計管理者兼出納局長　昨年度における公金運用益の約十二億五千百万円のうち、基金の運用益は約十二億三千七百万円となっております。

○中谷明博総務部長　基金は特定の目的のために財産を維持・積み立てまして、条例で定めた目的に限って活用できるというものでございます。使途の明確化、それから計画的な活用によります財源の平準化に寄与するものでございます。基金残高につきましては、金利上昇局面でありますことから、一括運用を適切に進めて運用益を積み戻すということで、残高の確保に努めております。その上で、仮に残高が不足する場合には、設置目的に合わせまして、中期的・政策的な視点から必要性を検討した上で、適切に積立てを行っていくこととしております。

○坂下賢委員　東日本大震災みやぎこども育英基金について伺います。

　東日本大震災発災から十五年が経過しておりますが、令和七年度におきまして、約一億三千九百万円の寄附が寄せられ、震災遺児・孤児が大学等を卒業するまで、及び東日本大震災以外の要因により、保護者を亡くされた小中学生に対して、遺児等サポート奨学金事業としてそれぞれ活用されており、令和七年度では合計して三億四千七百二十二万円が拠出されております。以前の決算質疑で遺児等サポート奨学金の支給範囲・金額を拡大せよと投げかけたことがありましたが、当時の教育長からは、つれない返事が返ってきたことがございました。伊東さんだったと思いますけどね。それから数年たっておりますが、みやぎこどもの心のケアハウス運営支援事業、児童生徒支援体制充実事業、里親等支援センター事業など、東日本大震災による何らかの影響を受けた子供たちの支援にも使われるようになりましたが、まず、この基金の原資が善意の寄附で賄われており、基金事業が震災時、胎児も含む、遺児・孤児となった子供が大学等を卒業するまでの運用となっておりますが、令和七年度末で約四十四億円ある基金が枯渇することはないのかどうか、更に震災以外で遺児・孤児となった方たちへの適用範囲の拡大、支給の増額など、再検討が必要ではないかと思いますが見解を伺います。

○小野寺邦貢教育委員会教育長　震災に起因するか否かにかかわらず、保護者を亡くした児童生徒への支援は重要であると認識しております。我が県におきましては、令和元年度に、震災以外の事由により保護者を亡くした児童生徒を対象に、遺児等サポート奨学金を創設いたしました。この制度の利用は年々拡大しておりまして、昨年度は延べ千百三十七人に対しまして約一億四千五百万円を給付するなど、制度創設時に比べまして約二倍に増えており、今後も更なる増加が見込まれております。育英基金の残高でございますが、昨年度末で約四十四億円となっているものの、取崩し額が寄附受入れ額を大きく上回っておりまして、七年連続で残高の減少が続いております。このペースで推移いたしますと、基金条例が失効いたします令和二十年度までであれば、現在の制度を何とか維持できる見込みでございます。したがいまして、現時点におきましては、遺児等サポート奨学金の適用範囲の拡大や支給額の増額を判断することは困難でございますけれども、保護者を亡くした児童生徒を支援する手だてを、様々検討していくという考えは持ち続けているところでございます。県教育委員会といたしましては、支援を必要とする子供たちに対しまして、今後もできる限りの手を差し伸べられるよう、努力してまいりたいと考えております。

○坂下賢委員　続いて、財政調整関係基金について伺います。

令和七年度決算ベースでは、基金残高が決算剰余金四十八億円の半額二十四億円を加え四百十二億円となり、四年連続で増加傾向にあるようですが、ここ十年では四百億円規模で推移しており、震災後、ピークの平成二十五年の五百四十一億円を最後に横ばい傾向が続いております。令和八年度当初予算において、既に財政調整基金百二十億円を取り崩しており、厳しい状況は続いておりますが、この基金については、言わずもがなですが、収支均衡予算を編成するため、そして、災害や景気の悪化あるいは税収減など不測の事態に備えておくためにも、標準財政規模の一〇％以上、我が県でいえば最低五百億円は確保したいところですが、県民の満足いく予算執行と併せ、効率的に無駄を省いていくということも大事だと思いますが、方策について伺います。

○中谷明博総務部長　御指摘いただきましたとおり、財政調整関係基金残高の確保は大変重要だと考えております。このために予算編成に当たりましては、歳出面では政策効果の高い事業に予算を重点的に配分する、歳入面では補助金や有利な県債を積極的に活

用するなど、できる限りの歳入確保に努めております。一方で、当初予算を編成する時点におきましては、こうした取組を行ってもなお残る歳入・歳出のギャップにつきまして、毎年度百億円を超える規模の取崩しにより対応している状況でありまして、年度末には、何とか適切な執行管理を行った結果として、残高を確保しているという現状でございます。今後とも、適正水準の確保に向けて取り組みますとともに、少しでも、一〇％の目標に向けて積み増しができるように、あらゆる努力を重ねてまいります。

○坂下賢委員　続きまして、公営企業会計について伺ってまいります。

上工下水一体官民連携運営事業、これ水道民営化というと知事に怒られますので、これは、いわゆるみやぎ型管理運営方式ということでありますが、令和七年度事業について監査委員からの、令和七年度宮城県公営企業会計決算審査意見書では、おおむね事業は適正に行われているとの結果が出たようでありますが、経営の改善点について幾つか意見が述べられております。水源の渇水やカビ臭原因物質の発生、濁度上昇による水質悪化に対する懸念など、ダム管理者はじめ関係機関との調整についてどう取り組んできたのか、伺います。

○千葉衛公営企業管理者　水道用水供給事業は県民生活や経済活動を支える上で極めて重要な社会インフラであり、運営権者やダム管理者をはじめとする関係機関との緊密な連携の下、安全・安心な水道水を将来にわたって安定的に供給することは、水道事業者としての責務であると認識しております。昨年度は、大崎広域水道の水源である漆沢ダムにおいて、記録的な猛暑や少雨による渇水に加え、カビ臭の原因物質の発生に伴う原水の水質悪化が生じました。このため企業局では、ダム管理者と調整し、カビ臭物質が少ない水深に取水位置を変更したほか、運営権者では、カビ臭物質の濃度変化を的確に把握するため、浄水場の入り口と出口において、それぞれ一日当たり五回から六回水質検査を実施するとともに、関連企業のネットワークを活用し、カビ臭物質を除去するための活性炭を安定的に確保するなど、運営権者やダム管理者と連携した迅速かつ適切な対応により、安全な水の処理を行ったところでございます。また、渇水については、漆沢ダム利水者渇水情報連絡会議におきまして、ダム貯水位等の情報共有を図るとともに、ダム管理者である漆沢ダム管理事務所、利水者である東北電力や土地改良区等と取水量の制限について協議し、水道用水の優先的な確保に努めました。更に、今後の渇水に備

え、ユーザーへの情報提供の在り方を示した渇水タイムラインを昨年度末に策定したところでございます。県といたしましては、引き続き、運営権者はもちろんのこと、河川管理者やダム管理者、他の利水者との連携を一層強化し、安全で安心な水の供給に万全を期してまいりたいと考えております。

○坂下賢委員　みやぎ型管理運営方式を導入するに当たって、県民の一番の懸念材料が、良質な水質の確保が本当にできるのか、大丈夫なのか、といったところだったと私は思いますが、先般発表されました、宮城県企業局経営審査委員会から公営企業管理者宛てに提出された運営権者の行う調査審議についての報告書によれば、監査意見書と同様に、令和七年度の運営状況並びに運営権者及び県によるモニタリングは、適正に認められたと答申されております。そこで伺いますが、監査意見書でも厳正に行うように指摘しておりますが、令和七年度における運営権者によるセルフモニタリング調査及び県によるモニタリングや水道供給事業で、水道法に基づき六月及び十月に涌谷、田尻など計八か所で実施された水質検査、及び流域下水道事業で放流水を対象とした下水道法、水質汚濁防止法に基づき、五月に仙塩流域下水道や阿武隈川下流流域下水道など計四か所で実施された、抜き打ちによる水質検査の状況と結果についてお答えください。

○千葉衛公営企業管理者　みやぎ型管理運営方式では、濁度や色度、残留塩素など、特に重要な水質項目について、法定基準に加えそれより厳しい県基準も要求水準に定めており、これらの基準を遵守するよう確認するため、運営権者によるセルフモニタリング、県によるモニタリング及び外部有識者で構成される宮城県企業局経営審査委員会による三段階のモニタリングを実施しているところでございます。このうち、運営権者が行うセルフモニタリングでは、県の要求水準よりも厳しい自主管理目標を設定し、県の要求水準や自主管理目標値を遵守するため、従来よりも項目や頻度を増やした水質検査を実施しており、全て基準を満足し適切な運転管理が行われております。また、県のモニタリングでは、水道法に基づき、各受水点において五十一項目の水質検査を定期的に実施するとともに、下水道法や水質汚濁防止法等に基づき、放流水に関する四十三項目の水質検査を定期的に実施しております。更に、抜き打ち検査では、上水道は年二回、合計八か所で、下水道については年一回、合計四か所で実施しており、県のモニタリングでは、全て要求水準を満たしていることを確認しております。これらのモニタリング結果

は、第三者の観点で監視している宮城県企業局経営審査委員会に報告し、令和七年度の運営状況並びに運営権者及び県によるモニタリングは適正であるとの答申をいただいております。

○坂下賢委員　運営権者及び県の水質モニタリング調査を見ると、水源である漆沢ダムの水質が猛暑や小雨の影響で水質が大きく変化し、流入した原水においてカビ臭成分２―ＭＩＢが平時の三十倍以上の数値まで上がり、麓山浄水場へ流入し、着水において２―ＭＩＢ濃度が県の基準値である三ナノグラムを超過し、活性炭注入率の上限まで引き上げたものの十分な除去に至らず、高濃度の２―ＭＩＢを産生した原因藻類は大量のフォルミジウムであることが分かっております。その後、数値は下がっていったとのことであり、運営権者のほうでも、収束に向けた主な対応として、カビ臭濃度の高頻度分析や漆沢ダムの全層調査、ダム取水深の変更、活性炭の在庫確保など対応策を打ち出しているようですが、県がそれをどう監視するかという課題もありますし、そしてまた、大崎広域水道用水供給事業中峰浄水場において、総トリハロメタンが県基準値未達のおそれがあり、その際のリスク管理に不備があったことなどをはじめ、幾つかの不備や懸念材料が見受けられております。いずれも対処して、改善命令が発出されるまでには至っていないとしておりますが、その他事務的なミスや不備が散見されております。やはり県民に安心で安全な水をいかに供給していくことが大事なのかということが問われております。改めて伺いますが、県としてどう対処されていくのか、お答えください。

○千葉衛公営企業管理者　県による運営権者の監視体制については、毎日実施する朝夕のミーティングで水質管理も含めた運営状況を確認するとともに、月例報告会において、運営権者のセルフモニタリングの結果を確認、評価し、必要に応じて改善措置を指示してございます。また、こうした県のモニタリング結果を半年ごとに取りまとめ、宮城県企業局経営審査委員会にも報告しております。県が実施しましたモニタリング結果では、運営権者は、年間を通しておおむね計画どおりに水質も含めた運転管理が行われており、要求水準を満たしていたものの、御指摘のとおり、リスク管理の不備や報告書の提出の遅れなど四件の軽微な指摘を行っております。これらの指摘に対しまして運営権者では、管理体制の見直しによる内部統制の強化、社内教育やクロスチェックによるヒューマンエラーの防止対策等を図る体制を確立し、県ではその改善状況を確認するとともに、そ

の内容について、経営審査委員会に報告しております。県といたしましては、水道事業の最終責任者として、引き続き、運営権者、県及び経営審査委員会による三段階のモニタリングを着実に実施し、水質を含めた事業全体の運営状況を監視しながら、安全・安心な水の供給、安定的な汚水の処理に向けてしっかりと取り組んでまいります。

○坂下賢委員　震災復興について伺ってまいります。まず、震災の伝承について伺います。

東日本大震災発災からおよそ十五年半の月日が経過しております。震災からの復興・復旧事業は、ハード面では一部の気仙沼の防潮堤工事を残しほぼ完了しております。時を重ねていくに従って、震災をリアルに経験していない世代が増えていくとともに、その記憶が薄れていって震災が風化していくことは、やがて必ず来ると言われる大災害にしっかりと備えていくためにも避けていかなくてはなりません。先頃公益社団法人三・一一メモリアルネットワークが行った、二〇二六年東日本大震災伝承活動アンケート調査によりますと、被災三県では、伝承活動継続の見通しについて、二十五の伝承団体のうち、不安があると答えたのが八四％、二十八の伝承施設で六八％の結果が出ております。また、今後の組織・施設運営及び活動資金の見通しについての問いには、十年後、三十年後に関して、大半が見通しが立っていないという結果であります。伝承人材の確保についても、十年後、三十年後では、見通しがついていない、または、分からないとする回答が六割から七割程度寄せられております。県では令和七年度事業として、伝承団体支援のため震災伝承みやぎコンソーシアムの活動を通じた先駆的な取組に対する支援や、個別の課題解決を図る部会活動実施に向けた支援、みやぎ東日本大震災津波伝承館の県内伝承活動の拠点機能強化のため、東北大学災害科学国際研究所との共同研究により、伝承館の活性化や次世代の担い手育成に取り組んだ、風化防止に向けて被災地の訪問者増加に向け教育旅行の誘致のほか、広報紙や各種ＳＮＳ媒体を活用した情報発信を行ったなど、事業を展開したと伺っておりますが、具体の効果と成果についてお聞きいたします。

○諸星久美子復興・危機管理部長　主な成果としまして、東北大学災害科学国際研究所との共同研究では、みやぎ東日本大震災津波伝承館におきまして、これまでに公募・育成しました語り部による「三・一一みやぎ語り部講話」を昨年度は毎週土曜日に九十八

回実施し、千人を超える方々に聴講いただきました。また、来館者は五万八千人を超え、過去最高となりました。更に教育旅行の誘致については、東北観光推進機構などとともに県外でのＰＲ活動を積極的に行っており、県内での震災・防災・減災学習を要件としている「みやぎ教育旅行バス等助成金」の申請件数が増加傾向となっていることから、被災地への教育旅行の関心が高まっているものと考えております。コンソーシアムの部会活動については、独自ホームページの立ち上げなど、各部会活動の事業化を支援しましたが、いろいろなアイデアが出され、様々な御意見があり、補助金の活用までには至りませんでした。一方で、仙台防災未来フォーラムにおいて、これまでの活動を振り返るトークセッションを実施し、情報発信することができました。今年度は、より県が主体となって実施することとし、会員からの意見聴取や協議を重ね、ホームページの構築や伝承者の更なる資質向上のための研修に取り組んでまいります。引き続き、震災の記憶や教訓の伝承と風化防止に取り組んでまいります。

○坂下賢委員　語り部の養成と移転元地については、時間の関係で別な機会にやりたいと思います。

行方不明者の捜索について伺います。

東日本大震災発災から十五年六か月経過いたしましたが、宮城県における行方不明者は令和八年二月末時点で千二百十五名となっております。震災当初警察で収容した御遺体は、九千五百体超えでありましたが、これまで県警関係者をはじめ、消防や自衛隊、民間団体など協力の下、懸命な捜索活動を行い、九千五百三十七名の御遺体・御遺骨が遺族の元へ返されております。今現在で県警が収容している身元不明の御遺体は五体とのことでありますが、令和五年に南三陸町で見つかった御遺骨が、その後の捜索により岩手県山田町の当時六歳の女の子のものと判明し、令和七年に御遺族の元へ引き渡され、遺族の皆さんも大変喜び感謝していたと伺っております。令和七年度において捜索活動は、延べ百十二名の警察官が計十四回にわたって行っており、今年度についても前年度同様に行われております。令和七年度の捜索の状況を伺うとともに、今後に向けた方針についてお答えください。

○杉本伸正警察本部長　県警察では昨年度、関係機関と連携するなどして、海岸や沼などにおける行方不明者捜索を実施しております。主なものは、石巻市雄勝町の名振湾で

実施した石巻市教育委員会及び宮城海上保安部との合同捜索、石巻市福地地内の富士沼で実施した機動隊による潜水捜索がございます。このほか、警察の警備艇金華山による海岸線の捜索なども実施しております。復旧・復興事業の進展に伴いまして捜索場所が減少する一方で、県内ではいまだに千二百人を超える方々が行方不明となっておられます。県警察としては、こうした現状を踏まえつつ、行方不明者の御家族、自治体、民間事業者などからの御要望や情報に基づき、柔軟かつ効果的な捜索を引き続き実施してまいります。また、既に見つかっている身元不明の御遺体についてもＤＮＡ型鑑定などの技術を駆使して、粘り強く身元特定を続けていく方針でございます。